

落札率1の案件に関する対応について

16.7.23

防衛庁

．事実関係

防衛庁では、平成14年度の調達において、2006件の落札率1(予定価格=落札価格)の案件が発生した。

その全件について、本年4月より、各調達機関において、その入札経緯、談合情報の有無等、事実関係の調査を行ったところ、その結果の概略は次の通り。

1 契約状況

(1) 調査対象契約数に占める落札率1案件の割合

区 分	落札率1案件	調査対象契約数	比率
中央調達	1,060	2,827	37.5
地方調達	639	8,894	7.2
防衛施設庁	307	2,522	12.2
計	2,006	14,243	14.1

(2) 入札業者数別

区 分	1社	2社	3社	4・5社	6～9社	10社以上
中央調達	472	216	161	98	56	57
地方調達	168	144	92	108	69	58
防衛施設庁	2	10	3	15	12	265
計	642 (32.0%)	370 (18.4%)	256 (12.9%)	221 (11.0%)	137 (6.8%)	380 (18.9%)

(3) 契約金額別

区 分	300万円未満	300万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
	中央調達	494	297	240	24
地方調達	393	184	61	1	0
防衛施設庁	81	160	51	15	0
計	968 (48.3%)	641 (32.0%)	352 (17.5%)	40 (2.0%)	5 (0.2%)

(4) 発生要因別

区 分	前例価 格	最低入札 (商議)価格	公表済み の積算基準	実績等値 引率	業者見積 価格	刻み入 札	その他
中央調達	356	551	0	109	20	11	13
地方調達	349	20	0	110	138	18	4
防衛施設庁	0	0	292	1	13	1	0
計	705 (35.1%)	571 (28.5%)	292 (14.6%)	220 (11.0%)	171 (8.5%)	30 (1.5%)	17 (0.8%)

2 発生の推定要因

各調達機関における調査、現場でのヒアリング等により、落札率1の発生要因は次のような場合が多かった。

(1) 前例価格を予定価格とした

調達要求品目が仕様書等により実質的に特定されることが多く、業者から見積もりをとったり、市場の価格動向や物価水準により計算した場合でも、前例価格の方が安価であったため、これを予定価格とすることが適正であると判断した。

(2) 再度公告入札において、最低入札(商議)価格を予定価格とした

最初の入札においては、複数回の入札や商議を経たにもかかわらず、すべての入札参加業者が辞退し、不落となる場合がある。この場合には、再度公告入札を実施することとなり、不落の要因として予定価格の再算定を行うことが多い。その際、最初の入札における最低入札(商議)価格を予定価格とすることが適正であると判断した。

(3) 建設工事等の調達において、公表済みの積算基準に基づき、予定価格を積算した

建設工事等の調達については、積算基準が公表されているため、業者が当該調達案件の予定価格を推定することは可能である。特に、予定価格の有効桁数を少なくした場合に落札率が1になる可能性が高い。

(4) カタログ価格に実績等の値引率を乗じて予定価格とした

調達要求品目が仕様書等により実質的に特定されることが多く、過去の取引実

例からもそのカタログ価格に対する値引率は一定であり、防衛庁が使用する値引率は比較的高いと見込まれることから、その値引率を乗じた価格をもって予定価格とすることが適正であると判断した。

(5) 業者見積価格、又は業者見積価格に査定率を乗じた価格を予定価格とした

調達要求品目が仕様書等により実質的に特定されることが多く、市場の価格動向や物価動向等を踏まえて計算した価格や前例価格よりも、業者の見積価格、又は業者の見積価格に査定率を乗じた価格の方が安価であったため、これを予定価格とすることが適正であると判断した。

(6) 業者が複数回の入札で価格を刻み、結果として一致した

前例価格や見積価格などを参考にしつつ、予定価格を算定しているが、業者が複数回の入札を繰り返し、入札価格を徐々に下げた結果として、予定価格と一致する場合がある。特に、端数を切り捨てたりするときには一致することがある。

3 談合等の不正情報

各調達機関は、落札率1の各個別の調達案件に関し、入札業者に対し、アンケート形式により、予定価格の漏洩、談合、法令違反の事実の有無等調達不正の有無についての調査を実施した。

防衛庁としては、従来より、談合等の疑いがある場合には、「談合情報対応マニュアル」に準じて適切に措置してきているところであるが、今般の調査において、新たに調達不正の問題があると認められたものはなかった。

4 共通的な課題等

各調達機関での調査結果や現場ヒアリングの結果を踏まえ、共通的な課題等を整理すると、次のようなことが挙げられる。

- ・ 予定価格算定方法がパターン化しており、相手方業者に予定価格算定方法が類推されていないか。
- ・ 1社入札、2社入札が約半数を占めており、市場開拓による競争性確保のための努力が十分ではないのではないか。また、形骸化した競争になっていないか。潜在的な参入業者に十分な調達情報が提供されていないのではないか。
- ・ 契約が年度末に集中しがちであり、契約事務において、事務効率が優先されていないか。

また、同じ調達要求が年度内に何度も繰り返されており、事務が繁雑になるのみならず、前例価格を使用する以外に合理的な予定価格を設定することができなくなっているのではないか。

- ・ 研修等による担当者の不在期間もあり、多数の調達案件を少数の者で処理しており、十分な人的余裕がないのではないか。
- ・ 要求サイドから仕様書等により特定の品目を指定されるため、同等品による新規参入が困難になっていないか。
- ・ 職員相互間において、具体的な事務処理に関する知識等は十分に継承されているのか。また、疑問等が生じた際に、専門的な助言が得られる態勢は整っているのか。
- ・ 防衛調達において、落札率1案件が多数発生したとしても、適切に事務処理を行っていることを、対外的にも十分に明らかにしていくべきではないか。

・ 本案件への対応策

落札率1の案件については、入札手続きに不正がない限り、会計法令に違反するものではないが、多数の案件が発生している場合、国民から公共調達が高止まりしている、十分な価格競争ができていない、何らかの調達不正があるのではないか、などの疑念を想起させるおそれのあるものである。

このため、職員一人一人が、競争を活性化させ、より良いものをより安価で契約できるよう、より適正かつ効率的な調達の実現に向け、常に心がけていくことが何よりも重要である。

1 これまでの措置

(1) 管理局長通知による注意喚起

5月6日、落札率1の案件に対する措置として、管理局長より各幕各機関に対し、次の内容の文書を発出し、その徹底を図った。

予定価格算定に当たり、安易に企業見積、実績資料、前例価格等によることなく、次のような工夫を行い、予定価格を容易に類推されないよう努めること。

- ア なるべく多くの業者から見積を徴取して比較・分析する
- イ 同種民生品又は同種装備品等が存在する場合には可能な限り比較する
- ウ 過去の実績を調査・分析し、実績資料を整備する
- エ 需給の状況及び数量の多寡等を念頭に置きつつ、十分な市場調査を行う
- オ 関連の経済指標に十分留意する

入札契約において、競争原理の強化を図るよう努めること。

ア 平素から新規の応札業者を増大する等、市場拡大の努力を行うこと

イ 入札環境の整備に努めること

入札経緯や落札状況等を十分注視し、談合等の疑いがある場合には、「談合情報対応マニュアル」に準じて適切に措置すること。

今後の入札契約において、落札率1の案件が発生した場合は、速やかに、事実関係の確認、業者ヒアリング、談合情報の有無等の調査を行い、内局まで報告すること。

平成15年度の調査の実施等、継続的に落札率1の案件の発生状況の調査を実施し、報告すること。

(2) 調達機関に対する説明会・現場ヒアリングの実施

防衛庁では、5月19日から6月24日にかけて、市ヶ谷をはじめ北海道から沖縄まで、全国27箇所において、約800名の職員に対し、落札率1の案件について、その現状と問題点、発生要因、当面の措置、今後の対応策等に関する説明会を実施し、その趣旨を徹底した。

また、あわせて、落札率1の案件に関し、各調達機関が実施した入札状況や調査の状況等について、現場でのヒアリングを実施した。

(3) 防衛調達審議会への報告

部外有識者からなる防衛調達審議会()において、今般の調査結果について報告を行ったところである。今後とも、防衛調達に関する事項につき、同審議会において、厳正に審議していただくこととしている。

調達改革の一環として、防衛調達に係る透明性・公正性の向上のため、13年1月に防衛庁に設置された審議会で、学者、弁護士、公認会計士、軍事評論家の7名の委員で構成(座長:川井健元一橋大学長)

2 今後の措置

対応策としては、上述の管理局長通知に示された趣旨に従い、各調達機関の職員がそれぞれ改めて認識し、公正、透明、適正な調達事務の遂行に努めることが重要である。

さらに、各調達機関において、より公正、透明、適正に事務を処理しうよう、次のような支援機能を強化することが効果的であると考え、その実現に向け、速やかに

措置するよう努めることとする。

(1) 競争性の強化のための対策

市場に取引実績があるものについては、インターネットなどを活用して市場調査を幅広く行う。また、特殊な仕様によるものなど参考見積を徴取する場合については、なるべく複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、過去の類似調達の入札経緯や契約実績、当該業者の取引実例などに基づき、より適正な予定価格の設定に努める。

過去の調達の入札経緯や契約実績等の取引実例等(入札・契約の経緯・金額、予定価格、参入業者、落札業者等)や企業情報(取引実績等)をデータベース化し、調達業務の効率化に資するよう、本年度、その事業化に向けた調査研究を実施する。

(2) より競争性の高い民生品活用を促進するための対策

装備品等の調達の仕様を設定するに当たっては民生品を積極的に活用し、価格効率性の優れたものの調達へ移行するよう努めるとともに、新規の業者が参入しうる環境を整備する。また、業者からの仕様等に関する問い合わせに対応する窓口を設けるなど、限られた業者しか入札に参加することができないこととならぬよう民生品活用を一層徹底する。本年度、民生品活用を促進するためのガイドライン策定に必要な調査を実施する。

(3) 調達情報の公開

各省庁ごとに定める一定金額以上の工事などの公共調達について、予定価格を公表している場合には落札率を一覧表にして公表する。また、装備品の調達のように予定価格を公表していないものについては、調達機関や品目区分等にまとめて公表することとする。

(4) 調達相談窓口の設置・実務マニュアルの整備

調達事務のより一層の改善を図るため、本年度内に、現場の様々な質問や改善要望等に速やかに対応するための相談窓口の設置等の措置を講じる。

また、日々各機関で処理されている実例や上記窓口での疑問・回答等をノウハウとして蓄積、整理し、処理要領や処理実例等を記載した調達実務マニュアルを作成し、各関係職員に配布する。

(5) 自浄機能の充実・改善提案等の採用

会計法令や業務処理要領に即して行われている調達実務に関し、定期的に内部的な監督・業務監査を行い、適切な評価を行う自浄機能を充実させるとともに、その際、提案・発見された改善方策や取り組み例を抽出し、制度化や他の機関へ転用させる仕組みを構築する。

(6) 入札方法の改善

落札者がいない場合には、可能な限り再度公告入札を実施することとし、その際、再度公告入札時の予定価格の算定方法の改善等に努める。

なお、建設工事等については、再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、再度、入札手続きを行うことを原則とする。